

# 青森県内水面漁業調整規則

(昭和四十八年八月三〇日 青森県規則第五十五号)

改正 昭和五四年一〇月二〇日規則第 四五号  
昭和五八年 六月一日規則第 三五号  
平成 元年 二月 四日規則第 五号  
平成 元年 六月 五日規則第 四二号  
平成 五年 九月 八日規則第 四三号  
平成 五年一月二四日規則第 五二号  
平成 六年 八月三一日規則第 四九号  
平成 六年 九月三〇日規則第 六二号  
平成 六年一二月 九日規則第 八七号  
平成一二年 三月二七日規則第一三八号  
平成一二年一二月二九日規則第二一〇号  
平成一三年 三月二三日規則第 一九号  
平成一三年 九月二八日規則第 八一号

青森県内水面漁業調整規則をここに公布する。

## 青森県内水面漁業調整規則

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 水産動物の採捕の許可（第五条—第二十二条）
- 第三章 水産資源の保護培養及び漁業取締り等（第二十三条—第三十六条）
- 第四章 罰則（第三十七条—第四十条）
- 附則

## 第一章 総則

### （趣旨）

第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条の規定に基づく漁業取締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養並びに漁業法の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### （適用範囲）

第二条 この規則は、漁業法第八条第三項に規定する内水面に適用する。

### （代表者の届出）

第三条 漁業法第五条第一項による届出は、代表者選定（変更）届（第一号様式）によるものとする。

### （漁業の免許等の申請）

第四条 漁業法第十条の規定により漁業の免許を受けようとする者は、漁業免許申請書（第二号様式）に別表第一に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 漁業法第八条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により漁業権行使規則又は入漁権行使規則に係る認可を受けようとする者は、漁業権（入漁権）行使規則（変更・廃止）認可申請書（第三号様式）に別表第二に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 3 漁業法第十四条第四項の規定により漁業権の共有請求の認可を受けようとする者は、漁業権共有請求認可申請書（第四号様式）を知事に提出しなければならない。
- 4 漁業法第二十二条第一項の規定により漁業権の分割又は変更の免許を受けようとする者は、漁業権分割（変更）免許申請書（第五号様式）を知事に提出しなければならない。
- 5 漁業法第二十四条第二項の規定により抵当権の設定の認可を受けようとする者は、抵当権設定認

可申請書（第六号様式）を知事に提出しなければならない。

- 6 漁業法第二十六条第一項ただし書の規定により漁業権の移転の認可を受けようとする者は、漁業権移転認可申請書（第七号様式）を知事に提出しなければならない。
- 7 漁業法第三十六条第一項の規定により休業中の漁業の許可を受けようとする者は、休業中の漁業許可申請書（第八号様式）に別表第一に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 8 漁業法第二百二十九条第一項又は第三項の規定により遊漁規則に係る認可を受けようとする者は、遊漁規則（変更）認可申請書（第九号様式）に別表第三に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 9 知事は、前各項の申請書及び添付書類のほか、免許、認可又は許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることがある。

（平一二規則一三八・平一三規則一九・一部改正）

## 第二章 水産動物の採捕の許可

（水産動物の採捕の許可）

第五条 次に掲げる漁具又は漁法によつて水産動物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、漁業権、入漁権若しくは漁業法第二百二十九条の遊漁規則に基づいて採捕しようとする場合又は第三十五条第一項の許可に基づいて採捕しようとする場合は、この限りでない。

- 一 えり
- 二 やな
- 三 建網
- 四 敷網（たて又はよこが一メートル以上のものに限る。）
- 五 ひき網
- 六 追込網
- 七 さし網（三枚網を除く。）
- 八 いぐり網
- 九 持網（口径最長部一メートル以上のものに限る。）
- 十 さで網（口径最長部一メートル以上のものに限る。）
- 十一 はえなわ
- 十二 せん筒（口径最長部三十センチメートル以上のものに限る。）
- 十三 やす、ほこ（うなぎ及びかれいを対象とするものに限る。）
- 十四 投網（さくらます及びからふとますを対象とするものに限る。）
- 十五 じよれん
- 十六 留漁法
- 十七 瀬付漁法
- 十八 しば付漁法

（平五規則四三・平六規則四九・平一二規則一三八・一部改正）

（許可の申請）

第六条 前条の規定による許可（以下「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、採捕許可申請書（第十号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請があつた場合において、その申請者に対し、採捕の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることがある。

（平一二規則一三八・一部改正）

（許可の有効期間）

第七条 採捕の許可の有効期間は、三年とする。

2 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において、内水面漁場管理委員会の意見をきいて、前項の期間を短縮することがある。

(採捕許可証の交付)

第八条 知事は、採捕の許可をしたときは、その申請者に採捕許可証（第十一号様式）を交付する。

(平一二規則一三八・一部改正)

(採捕許可証の携帯義務)

第九条 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動物の採捕をするときは、当該許可に係る採捕許可証を自ら携帯し、又は採捕責任者に携帯させなければならない。

2 採捕許可証を行政庁に提出中である者が当該許可に係る漁具又は漁法により水産動物の採捕をするときは、前項の規定にかかわらず、知事が証明した採捕許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕責任者に携帯させればよい。

3 前項の場合において、採捕許可証の還付を受けた者は、遅滞なく、同項に規定する採捕許可証の写しを返納しなければならない。

(平一二規則一三八・一部改正)

(採捕許可証の譲渡等の禁止)

第十条 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る採捕許可証又は前条第二項に規定する採捕許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(平一二規則一三八・一部改正)

(許可の制限又は条件)

第十一条 知事は、漁業調整又は水産資源保護培養のため必要があるときは、採捕の許可をするにあたり、当該許可に制限又は条件を付けることがある。

(許可の内容に違反する採捕の禁止)

第十二条 採捕の許可を受けた者は、採捕の許可の内容（漁具又は漁法、採捕区域及び採捕期間をいう。以下同じ。）に違反して水産動物の採捕をしてはならない。

(許可の内容の変更の許可)

第十三条 採捕の許可を受けた者は、採捕の許可の内容を変更しようとするときは、採捕許可の内容変更の許可申請書（第十二号様式）を提出して、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の場合には、第六条第二項の規定を準用する。

(平一二規則一三八・一部改正)

(採捕許可証の書換え交付の申請)

第十四条 採捕の許可を受けた者は、採捕許可証の記載事項（採捕の許可の内容となっている事項を除く。）に変更を生じたときは、速やかに、採捕許可証書換え交付申請書（第十三号様式）を提出して、知事に採捕許可証の書換え交付を申請しなければならない。

(平一二規則一三八・一部改正)

(採捕許可証の再交付の申請)

第十五条 採捕の許可を受けた者は、採捕許可証を亡失し、又はき損したときは、速やかに、その理由を付して知事に採捕許可証の再交付を申請しなければならない。

(平一二規則一三八・一部改正)

(採捕許可証の書換え交付及び再交付)

第十六条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、採捕許可証を書換えて交付し、又は再交付する。

一 第十三条第一項の許可をしたとき。

二 第十四条の規定による書換え交付の申請があつたとき。

三 前条の規定による再交付の申請があつたとき。

四 第二十一条第一項、第二項又は第三項の規定により、採捕の許可につき、その内容を変更し、又は制限若しくは条件を付けたとき。

(平一二規則一三八・一部改正)

(採捕許可証の返納)

第十七条 採捕の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その採捕許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により採捕許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の採捕許可証についても同様とする。

2 前条の場合において、採捕許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

3 採捕の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人、合併後存続する法人、合併によって成立した法人又は清算人が前二項の手続をしなければならない。

(平一二規則一三八・平一三規則一九・一部改正)

(許可をしない場合)

第十八条 知事は、次の各号の一に該当する場合は、採捕の許可をしない。

一 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者である場合

二 漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認める場合

2 知事は、前項第一号の規定により採捕の許可をしないときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行うものとする。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

4 知事は、第一項第二号の規定により採捕の許可をしないときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くものとする。

(平六規則六二・一部改正)

(許可の取消し)

第十九条 知事は、採捕の許可を受けた者が前条第一項第一号の規定に該当することとなつたときは、その許可を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定による採捕の許可の取消しをするときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行うものとする。

(平六規則六二・一部改正)

第二十条 知事は、採捕の許可を受けた者が、その許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間、その許可に係る漁具又は漁法による水産動物の採捕をしないときは、その許可を取り消すことがある。

2 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき理由による場合を除き、次条第一項の規定に基づく処分又は漁業法第六十七条第一項の規定に基づく指示若しくは同条第十一項の規定に基づく命令により水産動物の採捕を停止した期間は、前項の期間に算入しない。

3 第一項の場合には、前条第二項の規定を準用する。

(平六規則六二・平一二規則一三八・平一三規則八一・一部改正)

(漁業調整のための許可の内容の変更等)

第二十一条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、採捕の許可の内容を変更し、採捕の許可に制限若しくは条件を付し、採捕の許可を取り消し、又は採捕の停止を命ずることがある。

2 採捕の許可を受けた者が、漁業に関する法令又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、前項と同様とする。

3 知事は、前項の規定により処分する場合において、必要があるときは、同項の違反者に係る他の採捕の許可について、第一項に規定する処分を行うことがある。

4 知事は、前三項の規定による採捕の許可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は採捕の停止を行おうとするときは、聴聞を行うものとする。

5 第一項から第三項までの場合には、第十九条第二項の規定を準用する。

(平六規則六二・一部改正)

(許可の失効)

第二十二條 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、当該許可は、その効力を失う。

(平一三規則一九・一部改正)

### 第三章 水産資源の保護培養及び漁業取締り等

(有害物の遺棄漏せつの禁止)

第二十三條 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつてはならない。

- 2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合は、その者に対し除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることがある。
- 3 前項の規定は、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)の適用を受ける者については、適用しない。

(さけ等の採捕の禁止)

第二十四條 さけは、これを採捕してはならない。

- 2 さけ、さくらます(やまめ(さくらますのうち、ふ出後引き続き内水面(十和田湖を除く。)において生活する期間におけるものをいう。以下第二十六条までにおいて同じ。))を除く。以下同条までにおいて同じ。)、からふとます、にじます、ひめます、やまめ及びいわな(あめます)の放産した卵は、採捕してはならない。

(平五規則四三・平一二規則一三八・一部改正)

(採捕の禁止期間)

第二十五條 次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間は、採捕してはならない。

水産動物	禁止期間
さくらます	三月一日から五月三十一日まで及び八月一日から十一月三十日まで
からふとます	三月一日から五月三十一日まで及び八月一日から十一月三十日まで
にじます	十月一日から翌年三月三十一日まで
やまめ	十月一日から翌年三月三十一日まで
いわな (あめます)	十月一日から翌年三月三十一日まで
あゆ	四月一日から六月三十日まで
わかさぎ	田名部川、十和田湖に流入する河川及び十和田湖以外の内水面においては三月十六日から四月二十日まで及び六月二十一日から八月三十一日まで、田名部川においては四月二十一日から五月三十一日までとする。

(平元規則四二・平五規則四三・平一二規則一三八・一部改正)

(全長による採捕の制限)

第二十六條 次の表の上欄に掲げる水産動物でそれぞれ同表の下欄に掲げる全長のものは、採捕してはならない。

水産動物	全長
さくらます	十五センチメートル以下
からふとます	十五センチメートル以下
にじます	十五センチメートル以下
ひめます	十五センチメートル以下

やまめ	十五センチメートル以下
いわな (あめます)	十五センチメートル以下
うなぎ	三十センチメートル以下

(平五規則四三・平一二規則一三八・一部改正)

(所持及び販売の禁止)

第二十七条 前三条の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(漁具漁法の制限及び禁止)

第二十八条 次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

- 一 三枚網
- 二 やす・ほこ (うなぎ及びかれいを対象とするものを除く。)
- 三 水中に電流を通じてする漁法
- 四 瀬干漁法
- 五 ひっかけ漁法 (七月一日から九月三十日までの間におけるあゆを対象とするもの及び四月一日から九月三十日までの間における瀬付漁法によるものを除く。)
- 六 光力を利用してする漁法
- 七 魚道をしや断して水産動物を採捕する漁法 (漁業権、入漁権又は第五条の許可に基づくものを除く。)

(平元規則四二・一部改正)

(禁止区域)

第二十九条 次の表の上欄に掲げる河川等のそれぞれ同表下欄に掲げる区域においては、水産動植物の採捕をしてはならない。

名 称	区 域
新井田川 (八戸市に河口を有するもの。以下同じ。)	三戸郡南郷村大字島守字四ツ役国有地内の東北電力株式会社発電所えん堤の上流端から上流百メートル、下流二百メートルまでの間の区域
奥入瀬川	関運橋上流端から河口までの間の区域 上北郡十和田湖町大字奥瀬字栃久保地内の東北電力株式会社立石発電所えん堤の上流端から上流百メートル、下流二百メートルまでの間の区域
老部川 (下北郡東通村に河口を有するもの。以下同じ。)	老部橋上流端から河口までの間の区域
目滝川	下北郡風間浦村大字易国間字小倉畑十七番地七十七号地先の砂防えん堤下流端から河口までの間の区域
易国間川	次のアとイを結ぶ線から河口までの間の区域 ア 下北郡風間浦村大字易国間字大川目八十七番地三号地内の左岸に知事が建設した標柱の位置 イ 下北郡風間浦村大字易国間字大川目八十七番地一号地内の右岸に知事が建設した標柱の位置

川内川	下北郡川内町大字川内字高野山国有林二十四番地地先の東北電力株式会社岩谷沢発電所取水口えん堤の上流端から上流百メートル、下流二百メートルまでの間の区域
岩木川	弘前市大字国吉字高野突山四番地二号地先の日本酒造工業株式会社発電所えん堤の上流端から上流百メートル、下流二百メートルまでの間の区域 北津軽郡鶴田町大字木筒国有地内の新えん堤の上流端から上流五十メートル、下流百メートルまでの間の区域 中津軽郡岩木町大字如来瀬国有地内の統合頭首工の上流端から上流五十メートル、下流二百メートルまでの間の区域 北津軽郡中里町大字芦野頭首工の上流端から上流二百メートル、下流五百メートルまでの間の区域
浅瀬石川	南津軽郡平賀町大字葛川字田の沢十番地三号地先の東北電力株式会社発電所えん堤の上流端から上流百メートル、下流二百メートルまでの間の区域 黒石市大字浅瀬石字川合二百三十一番地二号地先の浅瀬石川第一頭首工の上流端から上流百メートル、下流百メートルまでの間の区域 南津軽郡田舎館村大字川部国有地内の三千石えん堤の上流端から上流五十メートル、下流百メートルまでの間の区域
赤石川	西津軽郡鯉ヶ沢町大字赤石字河原地六十八番地二号地先の基橋上流端から河口までの間の区域
追良瀬川	西津軽郡深浦町大字追良瀬字塩見崎六十番地二号地先の追良瀬橋上流端から河口までの間の区域
笹内川	西津軽郡岩崎村大字岩崎字平の館三十五番地地先の笹内橋上流端から河口までの間の区域
西津軽郡岩崎村落口ノ池	全 域

2 次の表の上欄に掲げる河川のそれぞれ同表下欄に掲げる区域においては、さくらますの採捕をしてはならない。

河川名	区 域
老部川	老部橋上流端から上流の次に掲げる基点アと基点イを結ぶ線に至る間の老部川の区域、基点アと基点イを結ぶ線から上流の昭和四十六年度完成の老部川えん堤の下流端に至る間の老部川の本支流の区域、中ノ又沢との合流点から上流の北ノ又沢の本支流の区域及び基点ウと基点エを結ぶ線から上流の李沢の本支流の区域 基点ア 下北郡東通村大字白糠字銅屋二十五番地地内李沢右岸に保護水面の管理者が建設した標柱の位置 基点イ 下北郡東通村大字白糠字銅屋二十五番地地内李沢左岸に保護水面の管理者が建設した標柱の位置 基点ウ 下北郡東通村大字白糠字銅屋七番地地内内ノ又沢右岸に保護水面の管理者が建設した標柱の位置 基点エ 下北郡東通村大字自糠字銅屋二十五番地地内内ノ又沢左岸に保護水面の管理者が建設した標柱の位置
追良瀬川	西津軽郡深浦町大字追良瀬字塩見崎六十番地二号地先の追良瀬橋上流端から上流の東北電力株式会社大池第一発電所追良瀬えん堤の下流端に至る間の本支流の区域

吾 妻 川	次に掲げる基点アと基点イを結ぶ線から上流の南股沢砂防えん堤の下流端に至る間の南股沢の本支流の区域 基点ア 西津軽郡深浦町大字深浦字南股二番三地内に保護水面の管理者が建設した標柱の位置 基点イ 西津軽郡深浦町大字深浦字南股一番一地先南股沢左岸に保護水面の管理者が建設した標柱の位置
-------	---

第三十条 水産資源保護法第十五条第一項の規定によつて指定された表の上欄に掲げる河川のそれぞれ同表下欄に掲げる保護水面の区域においては、水産動植物の採捕をしてはならない。

河 川 名	保 護 水 面 の 区 域
老 部 川	次に掲げる基点アと基点イを結ぶ線から上流の基点ウと基点エを結ぶ線の間の李沢の区域及び基点ウと基点エを結ぶ線から上流の中ノ又沢における北ノ又沢を除く本支流の区域 基点ア 下北郡東通村大字白糠字銅屋二十五番地地内李沢右岸に管理者が建設した標柱の位置 基点イ 下北郡東通村大字白糠字銅屋二十五番地地内李沢左岸に管理者が建設した標柱の位置 基点ウ 下北郡東通村大字白糠字銅屋七番地地内中ノ又沢右岸に管理者が建設した標柱の位置 基点エ 下北郡東通村大字白糠字銅屋二十五番地地内中ノ又沢左岸に管理者が建設した標柱の位置
吾 妻 川	次に掲げる基点アと基点イを結ぶ線から上流の基点ウ、基点エ及び基点オを順次に結ぶ線に至る間の吾妻川の区域並びに基点ウと基点エを結ぶ線から上流の吾妻川第一号えん堤に至る間の東股沢の本支流の区域 基点ア 西津軽郡深浦町大字深浦字吾妻沢一番四地先吾妻川右岸に管理者が建設した標柱の位置 基点イ 西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢三十番三地先吾妻川左岸に管理者が建設した標柱の位置 基点ウ 西津軽郡深浦町大字深浦字吾妻沢百二十三番一地先東股沢右岸に管理者が建設した標柱の位置 基点エ 西津軽郡深浦町大字深浦字南股二番三地内に管理者が建設した標柱の位置 基点オ 西津軽郡深浦町大字深浦字南股一番一地先南股沢左岸に管理者が建設した標柱の位置

川内川	<p>次に掲げる基点アと基点イを結ぶ線から、上流の基点ウ、基点エとを結ぶ線に至る間の川内川の区域及び基点オと基点カを結ぶ線から、上流の基点キと基点クとを結ぶ線に至る間の八木沢の区域</p> <p>基点ア 下北郡川内町大字川内字中畑二百七十六番の一川内川右岸に管理者が建設した標柱の位置</p> <p>基点イ 下北郡川内町大字川内字板子塚一番の二川内川左岸に管理者が建設した標柱の位置</p> <p>基点ウ 下北郡川内町大字川内字平中八十一番の一川内川右岸に管理者が建設した標柱の位置</p> <p>基点エ 下北郡川内町大字川内字銀杏平六十七番川内川左岸に管理者が建設した標柱の位置</p> <p>基点オ 下北郡川内町大字川内字八木沢四番八木沢右岸に管理者が建設した標柱の位置</p> <p>基点カ 下北郡川内町大字川内字館山下百四十八番の一八木沢左岸に管理者が建設した標柱の位置</p> <p>基点キ 下北郡川内町八木沢の昭和五十二年施工の八木沢えん堤の上流端から上流三千メートルの八木沢右岸に管理者が建設した標柱の位置</p> <p>基点ク 下北郡川内町八木沢の昭和五十二年施工の八木沢えん堤の上流端から上流三千メートルの八木沢左岸に管理者が建設した標柱の位置</p>
大畑川	<p>次に掲げる基点アと基点イを結ぶ線から上流の重兵衛沢と左股沢の合流点の基点ウと基点エを結ぶ線に至る間の大畑川の区域、大畑川と囲沢の合流点から上流の下囲沢と上囲沢の合流点の基点オと基点カを結ぶ線に至る間の囲沢の区域、大畑川と仁部沢の合流点から上流の基点キと基点クを結ぶ線に至る間の仁部沢の区域、大畑川と長次郎川の合流点から上流の基点ケと基点コを結ぶ線に至る間の長次郎川の区域並びに大畑川と上狄川の合流点から上流の右股沢と左股沢の合流点の基点サと基点シを結ぶ線に至る間の上狄川及び母沢の区域</p> <p>基点ア 下北郡大畑町字赤滝山国有林八十八林班内大畑川右岸に管理者が建設した標柱の位置</p> <p>基点イ 下北郡大畑町字鍋滝山国有林百二十二林班内大畑川左岸に管理者が建設した標柱の位置</p> <p>基点ウ 下北郡大畑町字鍋滝山国有林百三林班内大畑川右岸に管理者が建設した標柱の位置</p> <p>基点エ 下北郡大畑町字鍋滝山国有林百七林班内大畑川左岸に管理者が建設した標柱の位置</p> <p>基点オ 下北郡大畑町字赤滝山国有林八十九林班内囲沢右岸に管理者が建設した標柱の位置</p> <p>基点カ 下北郡大畑町字赤滝山国有林九十五林班内囲沢左岸に管理者が建設した標柱の位置</p> <p>基点キ 下北郡大畑町字鍋滝山国有林百十九林班内仁部沢右岸に管理者が建設した標柱の位置</p> <p>基点ク 下北郡大畑町字鍋滝山国有林百二十一林班内仁部沢左岸に管理者が建設した標柱の位置</p> <p>基点ケ 下北郡大畑町字鍋滝山国有林百十六林班内長次郎川右岸に管理者が建設した標柱の位置</p> <p>基点コ 下北郡大畑町字鍋滝山国有林百十七林班内長次郎川左岸に管理者が建設した標柱の位置</p>

	基点サ 下北郡大畑町字鍋滝山国有林百十一林班内母沢右岸に管理者が建設した標柱の位置 基点シ 下北郡大畑町字鍋滝山国有林百十三林班内母沢左岸に管理者が建設した標柱の位置
--	--

(昭五四規則四五・平元規則五・平五規則五二・一部改正)

(河口付近における採捕の制限)

第三十一条 次の表の上欄に掲げる河川等のそれぞれ同表下欄に掲げる区域においては、さおづり以外の漁具又は漁法で水産動植物を採捕してはならない。

名 称	区 域
高 瀬 川	次のアとイを結ぶ線から河口までの区域 ア 上北郡六ヶ所村大字平沼地内の左岸導流堤の上流端 イ 三沢市大字天ヶ森字天森十三番地地内に知事が建設した標柱の位置
大 畑 川	大畑橋上流端から河口までの間の区域
田 名 部 川	次のアとイを結ぶ線から河口までの間の区域 ア むつ市港町十五番地地内に知事が建設した標柱の位置 イ むつ市真砂町八十番地地内に知事が建設した標柱の位置
小 湊 川	小湊橋上流端から河口までの間の区域
十 三 湖	十三湖大橋上流端から河口までの間の区域

2 次の表の上欄に掲げる河川のそれぞれ同表下欄に掲げる区域においては、十月一日から十二月十日までの間は、さおづり以外の漁具又は漁法で水産動物を採捕してはならない。

名 称	区 域
新 井 田 川	湊橋上流端から河口までの区域
馬 淵 川	次のアとイを結ぶ線から河口までの間の区域 ア 左岸の建設省定期河道測量標柱第五号の位置 イ 右岸の建設省定期河道測量標柱第五号の位置
五 戸 川	市川橋上流端から河口までの間の区域
川 内 川	川内川橋上流端から河口までの間の区域
野 辺 地 川	野辺地橋上流端から河口までの間の区域
蟹 田 川	蟹田橋上流端から河口までの間の区域

3 前二項の規定は、第一種共同漁業権又はこれに係る入漁権に基づく水産動物の採捕については適用しない。

(平元規則五・一部改正)

(水産動物の移植の禁止等)

第三十二条 次に掲げる水産動物(卵を含む。)を移植してはならない。ただし、漁業権の対象となっている水産動物を当該漁業権に係る漁場の区域に移植する場合及び知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

- 一 ブラックバス(オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。)
- ニ ブルーギル

- 2 前項ただし書の許可(以下「移植の許可」という。)を受けようとする者は、移植許可申請書(第十四号様式)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の申請があつた場合において、その申請者に対し、移植の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることがある。
- 4 知事は、移植の許可をしたときは、その申請者に移植許可証(第十五号様式)を交付する。
- 5 知事は、移植の許可をするに当たり、当該許可に制限又は条件を付けることがある。

- 6 移植の許可を受けた者は、当該許可に係る移植の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。
- 7 移植の許可を受けた者は、移植許可証に記載された事項に違反して水産動物の移植をしてはならない。
- 8 移植の許可を受けた者は、移植許可証に記載された事項につき変更しようとするときは、移植許可の内容変更の許可申請書（第十六号様式）を提出して、知事の許可を受けなければならない。
- 9 第三項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第四項中「交付する」とあるのは「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。
- 10 移植の許可を受けた者は、当該許可に係る水産動物の移植をするときは、当該許可に係る移植許可証を自ら携帯し、又は移植責任者に携帯させなければならない。

（平六規則四九・追加、平一二規則一三八・一部改正）

（砂れきの採取等の禁止）

第三十三条 第二十九条第一項及び第三十条に規定する区域において、砂れきの採取又は除去を行うてはならない。ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りでない。

一 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第八条に規定する河川工事、砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防工事、地すべり等防止法（昭和三十二年法律第三十号）第二条第四項に規定する地すべり防止工事又は海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第三項に規定する海岸管理者が実施する海岸保全施設に関する工事若しくは同法第六条若しくは第十三条に規定する海岸保全施設に関する工事（災害復旧事業としてこれらの工事を行うものを含む。）による場合

二 河川法第七条に規定する河川管理者、砂防法第五条に規定する知事若しくは同法第六条に規定する国土交通大臣、地すべり等防止法第七条に規定する知事又は海岸法第五条に規定する海岸管理者が知事に当該各法に基づく許可等に係る協議をし、その結果に基づき当該管理者が、許可又は承認（これに代わるべき協議を含む。）をした場合

（平五規則四三・一部改正、平六規則四九・旧第三十二条繰下・一部改正、平一二規則一三八・平一二規則二一〇・一部改正）

（さく河性魚類の通路の遮断の制限）

第三十四条 さく河性魚類の通路を遮断する漁具又は漁法により水産動物の採捕を行う場合には、河川流幅の五分の一以上の漁道を残しておかななければならない。

（平六規則四九・旧第三十三条繰下・一部改正）

（適用除外）

第三十五条 第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十一条まで及び前条の規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗若しくは種卵の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のために知事の許可を受けて行う水産動植物の採捕については、適用しない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、特別採捕許可申請書（第十七号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第一項の許可をしたときは、その申請者に特別採捕許可証（第十八号様式）を交付する。
- 4 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後、遅滞なくその経過を知事に報告しなければならない。
- 5 第六条第二項、第九条から第十七条まで、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十一条第一項から第三項まで及び第二十二条の規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、第六条第二項、第九条第一項、第十条から第十二条まで、第十三条第一項、第十四条、第十五条、第十六条第四号、第十七条第一項及び第三項、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十一条第一項から第三項まで並びに第二十二条の規定中「採捕の許可」とあるのは「第三十五条第一項の許可」と、第九条、第十条、第十四条から第十六条まで並びに第十七条第一項及び第二項中「採捕許可証」とあるのは「特別採捕許可証」と、第九条第一項及び第二項並びに第十二条中「水産動物」とある

のは「水産動植物」と、第十二条中「漁具又は漁法」とあるのは「採捕の目的、漁具又は漁法、採捕する水産動植物の名称」と、第十三条第一項中「採捕許可の内容変更の許可申請書」とあるのは「特別採捕許可の内容変更の許可申請書」と読み替えるものとする。

(平六規則四九・旧第三十四条繰下・一部改正、平一二規則一三八・一部改正)

(標識の書き換え等)

第三十六条 漁業法第七十二条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置をした者は、当該標識の記載事項に変更を生じ若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなつたとき又は当該標識を亡失し若しくははき損したときは、遅滞なく、これを書き換え、又は建設し、若しくは設置しなければならない。

(平六規則四九・旧第三十五条繰下・一部改正)

#### 第四章 罰則

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第五条、第十二条(第三十五条第五項において準用する場合を含む。)、第二十三条第一項、第二十四条から第三十条まで、第三十一条第一項若しくは第二項、第三十二条第一項若しくは第七項、第三十三条又は第三十四条の規定に違反した者
  - 二 第十一条(第三十五条第五項において準用する場合を含む。)、第二十一条第一項から第三項まで(第三十五条第五項において準用する場合を含む。 )又は第三十二条第五項(同条第九項において準用する場合を含む。 )の規定により付けられた制限又は条件に違反した者
  - 三 第二十一条第一項から第三項まで(第三十五条第五項において準用する場合を含む。 )又は第二十三条第二項の規定による命令に違反した者
- 2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品又は漁船若しくは漁具その他の水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

(平五八規則三五・一部改正、平六規則四九・旧第三十六条繰下・一部改正)

第三十八条 第九条第一項(第三十五条第五項において準用する場合を含む。 )又は第三十二条第十項の規定に違反した者は、科料に処する。

(平六規則四九・旧第三十七条繰下・一部改正)

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第三十七条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

(平六規則四九・旧第三十八条繰下・一部改正)

第四十条 第九条第三項(第三十五条第五項において準用する場合を含む。 )、第十条(第三十五条第五項において準用する場合を含む。 )、第十四条(第三十五条第五項において準用する場合を含む。 )、第十五条(第三十五条第五項において準用する場合を含む。 )、第十七条第一項若しくは第二項(第三十五条第五項において準用する場合を含む。 )、第三十二条第六項又は第三十五条第四項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

(平六規則四九・旧第三十九条繰下・一部改正、平六規則六二・一部改正)

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和四十八年九月一日から施行する。ただし、附則第七項の規定は、公布の日から施行する。

(青森県内水面漁業調整規則等の廃止)

- 2 青森県内水面漁業調整規則(昭和二十六年八月青森県規則第七十一号。以下「旧調整規則」という。 )及び青森県漁業免許申請規則(昭和三十八年四月青森県規則第三十号。以下「旧申請規則」



- 1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

別表第1

漁業の免許申請書又は休業中の漁業許可申請書添付書類

区分 漁業権 の種類	申請者	添付書類
区画漁業	個人	1 住民票の写し 2 職歴書 3 事業計画書
	漁業生産組合	1 事業計画書 2 漁業権取得を決議したことを証する書類 3 組合員名簿
	漁業協同組合 (特定区画漁業の内容である区画漁業を営まない漁業協同組合を除く。)	1 事業計画書 2 漁業権取得を決議したことを証する書類 3 自営について組合員が同意したことを証する書類
	市 町 村	1 事業計画書
	一般法人	1 定款 2 登記簿謄本 3 事業計画書
共同漁業又は特定区画漁業	漁業協同組合 (特定区画漁業の内容である区画漁業を営む漁業協同組合を除く。)又は漁業協同組合連合会	1 漁業権取得を決議したことを証する書類 2 組合員の水産動物を採捕又は養殖する日数を記載した書類 3 第5種共同漁業にあつては、増殖計画書

別表第2

漁業権（入漁権）行使規則認可申請書添付書類

漁業権 の種類等 区分	添付書類	
	単独有の場合	共有の場合
共同漁業権又は 特定区画漁業権	1 行使規則案 2 制定、変更又は廃止を決議した ことを証する書類 3 第1種共同漁業又は特定区画漁 業の場合には、漁業法第8条第3 項の規定による同意したことを証 する書類	左欄に掲げるもののほか、 1 共有者相互間において、 漁業権の行使を契約したこ とを証する書類
入 漁 権	1 行使規則案 2 制定、変更又は廃止を決議した ことを証する書類 3 入漁権取得を決議したことを証 する書類 4 入漁権設定を契約したことを証 する書類	左欄に掲げるもののほか、 1 共有者相互間において、 入漁権の行使を契約したこ とを証する書類

別表第3

遊漁規則認可申請書添付書類

漁業権単独有の場合	漁業権共有の場合
1 遊漁規則案 2 制定、変更又は廃止を決議したこ とを証する書類	左欄に掲げるもののほか、 1 共有者相互間において遊漁を制限し ようとする事項を契約したことを証す る書類

第1号様式（第3条関係）

代 表 者 選 定（変更）届

年 月 日

青森県知事

殿

住 所

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）㊞

住 所

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）㊞

下記のとおり〇〇漁業に係る共同申請の代表者を選定（変更）したから、漁業法第5条第1項の規定により届け出ます。

記

住 所

代表者 氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第2号様式（第4条関係）

○ ○ 漁 業 免 許 申 請 書

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)㊞

年 月 日青森県告示第 号によって公示された下記の漁業の免許を受けた  
いので、漁業法第10条及び青森県内水面漁業調整規則第4条第1項の規定により関係  
書類を添えて申請します。

記

- 1 公示番号 ○第○号
- 2 漁業種類
- 3 関係書類

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第3号様式（第4条関係）

漁業権（入漁権）行使規則（変更・廃止）認可申請書

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

〇〇漁業協同組合

代表理事組合長 氏 名 ⑩

〇〇漁業協同組合〇第〇号漁業権（入漁権）行使規則を制定（変更、廃止）したいので、漁業法第8条第6項（第7項において準用する同条第6項）及び青森県内水面漁業調整規則第4条第2項の規定により関係書類を添えて認可を申請します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第4号様式（第4条関係）

漁業権共有請求認可申請書

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

〇〇漁業協同組合

代表理事組合長 氏 名 印

下記の漁業権について共有請求の認可を受けたいので、漁業法第14条第4項及び青森県内水面漁業調整規則第4条第3項の規定により申請します。

記

- 1 漁業権の免許番号
- 2 漁業権者

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第5号様式（第4条関係）

漁業権分割（変更）免許申請書

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ⑩

下記の漁業権の分割（変更）の免許を受けたいので、漁業法第22条第1項及び青森県内水面漁業調整規則第4条第4項の規定により申請します。

記

- 1 漁業権の免許番号
- 2 漁場の位置
- 3 分割（変更）の内容
- 4 分割（変更）の理由

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第6号様式（第4条関係）

抵当権設定認可申請書

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ⑩

下記により抵当権の設定認可を受けたいので、漁業法第24条第2項及び青森県内水面漁業調整規則第4条第5項の規定により申請します。

記

- 1 漁業権の免許番号
- 2 漁業権者
- 3 抵当権の設定の理由

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第7号様式（第4条関係）

漁業権移転認可申請書

年 月 日'

青森県知事 殿

住 所

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ⑩

下記により漁業権の移転の認可を受けたいので、漁業法第26条第1項ただし書及び青森県内水面漁業調整規則第4条第6項の規定により申請します。

記

- 1 漁業権の免許番号
- 2 漁業権者
- 3 移転の理由

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第8号様式（第4条関係）

休業中の漁業許可申請書

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ⑩

下記により休業中の漁業の許可を受けたいので、漁業法第36条第1項及び青森県内水面漁業調整規則第4条第7項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 漁業権の免許番号
- 2 漁業種類
- 3 漁業の名称
- 4 漁場の位置
- 5 漁場の区域
- 6 操業期間
- 7 関係書類

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第9号様式（第4条関係）

遊漁規則（変更）認可申請書

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

〇〇漁業協同組合

代表理事組合長 氏 名 ⑩

〇〇漁業協同組合内共第〇号共同漁業権遊漁規則を制定（変更）したいので、漁業法第129条第1項（第3項）及び青森県内水面漁業調整規則第4条第8項の規定により関係書類を添えて認可を申請します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第10号様式（第6条関係）

採捕許可申請書

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ⑩

下記により採捕の許可を受けたいので、青森県内水面漁業調整規則第5条及び第6条第1項の規定により申請します。

記

- 1 漁具又は漁法
- 2 採捕する水産動物の名称
- 3 採捕区域
- 4 採捕期間
- 5 漁具の構造、規模、数及び漁法の内容（別添図面）
- 6 使用船舶（動力船に限り記載）
  - （1）船 名
  - （2）漁船登録番号
  - （3）船舶総トン数
  - （4）推進機関の種類及び馬力数

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第11号様式（第8条関係）

許可番号第 号

採 捕 許 可 証

住 所  
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

漁 具 又 は 漁 法		
採捕する水産動物 の 名 称		
採 捕 区 域		
採 捕 期 間	月 日から 月 日まで	
使 用 船 舶	船 名	
	漁船登録番号	
	船舶総トン数	
	推進機関の種類及び馬力数	
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
制 限 又 は 条 件		
年 月 日		
青森県知事		(印)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第12号様式（第13条、第35条関係）

（特別）採捕許可の内容変更の許可申請書

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ⑩

下記により（特別）採捕の許可の内容の変更について許可を受けたいので、青森県内水面漁業調整規則第13条第1項（第35条第5項において準用する第13条第1項）の規定により申請します。

記

- 1 許可番号
- 2 許可年月日
- 3 変更しようとする事項

項 目	現在の許可内容	変更しようとする内容

- 4 変更しようとする時期
- 5 変更しようとする理由

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第13号様式（第14条、第35条関係）

（特別）採捕許可証書換え交付申請書

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ⑩

下記により（特別）採捕許可証の書換え交付を受けたいので、青森県内水面漁業調整規則第14条（第35条第5項において準用する第14条）の規定により申請します。

記

- 1 許可番号
- 2 許可年月日
- 3 書換えしようとする事項

項 目	現在の許可証の記載事項	書換えをしようとする内容

- 4 書換えを必要とする理由

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第14号様式（第32条関係）

移 植 許 可 申 請 書

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ⑩

下記により移植の許可を受けたいので、青森県内水面漁業調整規則第32条第1項ただし書及び第2項の規定により申請します。

記

- 1 移植の目的
- 2 移植しようとする水産動物の名称及び数量
- 3 移植しようとする水産動物の購入先及び産地
- 4 移植しようとする区域
- 5 移植の期間 年 月 日から 年 月 日までの間

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第15号様式（第32条関係）

許可番号第 号	
<h1>移植許可証</h1>	
住所 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
移植水産動物の名称	
移植水産動物の数量	
移植区域	
移植期間	年 月 日から 年 月 日まで
制限又は条件	
年 月 日	
青森県知事 <span style="float: right;">㊟</span>	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第16号様式（第32条関係）

移植許可の内容変更の許可申請書

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ⑩

下記により移植の許可の内容の変更について許可を受けたいので、青森県内水面漁業調整規則第32条第8項の規定により申請します。

記

- 1 移植水産動物の名称
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 変更しようとする事項

項 目	現在の許可内容	変更しようとする内容

- 4 変更しようとする時期
- 5 変更しようとする理由

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第17号様式（第35条関係）

特別採捕許可申請書

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ⑩

下記により特別採捕の許可を受けたいので、青森県内水面漁業調整規則第35条第1項及び第2項の規定により申請します。

記

- 1 採捕の目的
- 2 適用除外の許可を必要とする事項  
青森県内水面漁業調整規則第 条第 項
- 3 漁具又は漁法
- 4 採捕する水産動植物の名称、全長及び数量  
（全長による採捕の制限の適用除外に限り全長記載）
- 5 採捕の区域
- 6 採捕の期間
- 7 供給先及び供給先ごとの数量（種苗又は種卵の供給に限り記載）
- 8 使用船舶（動力船に限り記載）
  - （1）船名
  - （2）漁船登録番号
  - （3）漁船総トン数
  - （4）推進機関の種類及び馬力数

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第18号様式（第35条関係）

許可番号内特第 号		
<b>特 別 採 捕 許 可 証</b>		
住 所 氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
採 捕 の 目 的		
適 用 除 外 事 項		
漁 具 又 は 漁 法		
採捕する水産動植物 の 名 称（数量）		
採 捕 区 域		
採 捕 期 間	月 日 から 月 日まで	
使 用 船 舶	船 名	
	漁船登録番号	
	船舶総トン数	
	推進機関の種類 及び馬力数	
許 可 の 有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで	
制 限 又 は 条 件		
年 月 日		
青森県知事 <span style="float: right;">㊟</span>		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

青森県内水面漁業調整規則の全部改正（昭・四八）以降における改正内容の概要説明

昭和五十四年十月二十日規則第四十五号

昭和五十八年六月十一日規則第三十五号

平成元年二月四日規則第五号

平成元年六月五日規則第四十二号

平成五年九月八日規則第四十三号

平成五年十一月二十四日規則第五十二号

平成六年八月三十一日規則第四十九号

1 第三十二条（水産動物の移植の禁止等）を加える。

2 字句の修正

平成六年九月三十日規則第六十二号

1 行政手続法の施行に伴う事務手続き等の改正（第十八条～第二十一条）

2 第四十条中過料「二千元」を「五万円」に改める。

平成六年十二月九日規則第八十七号

各様式の注として「用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。」を加える。

平成十二年三月二十七日規則第百三十八号

1 第五条（水産動物の採捕の許可）に「十五じょれん」を加える。

2 やまめとさくらますの区分を明確化、かわますの削除、十和田湖のわかさぎ採捕禁止期間を除外、やまめ・いわなの全長制限を十五センチメートルに拡大

一 第二十四条第二項中「さくらます」の下に「（やまめ（さくらますのうち、ふ出後引き続き内水面（十和田湖を除く。）において生活する期間におけるものをいう。以下第二十六条までにおいて同じ。））」を加え、「かわます」を削る。

二 第二十五条の表かわますの項を削り、同表わかさぎの項中「三月十六日」を「田名部川、十和田湖に流入する河川及び十和田湖以外の内水面においては三月十六日」に改める。

三 第二十六条の表かわますの項を削り、同表やまめの項及びいわな（あめます）の項中「十センチメートル」を「十五センチメートル」に改める。

3 地方分権一括法の制定に伴う改正

機関委任事務が廃止され、自治事務となることから申請書類の知事への提出及び申請書様式を規定する。（第四条、第六条、第八条、第十三条、第十四条、第三十二条、第三十五条）

一 漁業免許申請書（第2号様式）

二 漁業権（入漁権）行使規則（変更・廃止）認可申請書（第3号様式）

三 漁業権共有請求認可申請書（第4号様式）

四 漁業権分割（変更）免許申請書（第5号様式）

- 五 抵当権設定認可申請書（第6号様式）
- 六 漁業権移転認可申請書（第7号様式）
- 七 休業中の漁業許可申請書（第8号様式）
- 八 遊漁規則（変更）認可申請書（第9号様式）
- 九 採捕許可申請書（第10号様式）
- 十 採捕許可証（第11号様式）
- 十一 採捕許可の内容変更の許可申請書（第12号様式）
- 十二 採捕許可証書換え交付申請書（第13号様式）
- 十三 移植許可申請書（第14号様式）
- 十四 移植許可証（第15号様式）
- 十五 移植許可の内容変更の許可申請書（第16号様式）
- 十六 特別採捕許可申請書（第17号様式）
- 十七 特別採捕許可証（第18号様式）

漁業法並びに砂防法改正による文理上の改正を行う。

- 一 第二十条中「責に」を「責めに」に、「同条第七項」を「同条第十二項」に改める。
- 二 第三十三条第二項中「地方行政庁」を「知事」に改める。
- 4 申請書等の様式について、記名押印としていたのを記名押印又は署名の選択制とする。
- 5 字句の訂正、追加等
  - 一 「許可証」を「採捕許可証」に改める。（第九条、第十条、第十四条から第十七条まで）
  - 二 第二十九条の表中「十和田町」を「十和田湖町」に改める。

平成十二年十二月二十九日規則第二百十号

海岸法改正に及び中央省庁等改革基本法施行に伴う改正

第三十三条第一号中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、同条第二号中「主務大臣」を「国土交通大臣」に改める。

平成十三年三月二十三日規則第十九号

商法等の一部を改正する法律及び書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律（書面一括法）施行による漁業法の一部改正に伴う改正

#### 1 商法等の一部を改正する法律関連

第十七条第三項中「設立した」を「成立した」に、「手続き」を「手続」に改める。

第二十二条中「又は解散した」を「解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をした」に改める。

#### 2 書面一括法関連

第四条第二項中「第八条第四項（同条第五項）」を「第八条第六項（同条第七項）」に改める。

第三号様式中「第8条第4項（第5項）」を「第8条第6項（第7項）」に、「同条第4項」を「同条第6項」に改める。

平成十三年九月二十八日規則第八十一号

漁業法の一部改正（第六十七条第三項削除、第六十八条（広域漁業調整委員会）追加）に伴う規則改正。

第二十条第二項中「同条第十二項」を「同条第十一項」に改める。